

平成28年3月25日
沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の
最低制限価格試行要領」の一部改正について

みだしのことについて、国土交通省において、低入札価格調査基準の見直しが行われたことから、「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

記

1. 改正内容について 「新旧対照表」(別添)のとおり
2. 施行時期 平成28年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用
3. その他 改正後の試行要領
「1-31.沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要」

http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/pdf_kishu/pdf_kishu/k31_minimum-limit-jijjiyouryou.pdf

○沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領

新	旧
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 最低制限価格は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第12号）第129条に基づき、予定価格に次の(1)～(7)に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計額を基準として定めるものとする。また、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができるとする。</p> <p>(1)測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>(2)建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 特別経費の額</p> <p>ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(3)建設コンサルタント業務（土木関係）</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>(4)地質調査業務（磁気探査業務含む）</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>(5)現場技術業務</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 最低制限価格は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第12号）第129条の範囲内で、予定価格に次の(1)～(7)に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計額を基準として定めるものとする。また、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができるとする。</p> <p>(1)測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額</p> <p>(2)建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 特別経費の額</p> <p>ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(3)建設コンサルタント業務（土木関係）</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>(4)地質調査業務（磁気探査業務含む）</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額</p> <p>(5)現場技術業務</p>

- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
- (7) 建設関連維持管理業務
- ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
- (7) 建設関連維持管理業務
- ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。